

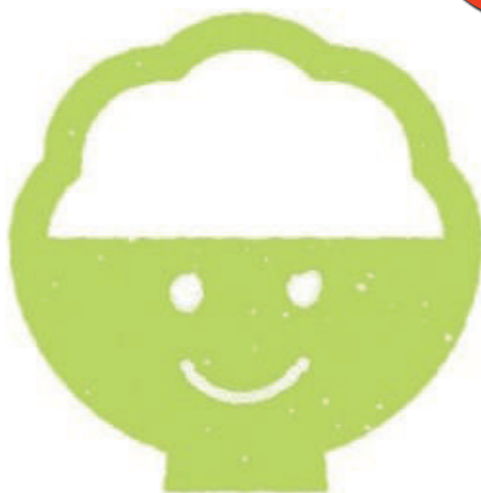
8

Aug
2020地域飲食店応援
クラウドファンディング

みらい飯

MIRAI MESH I

#KITAKAMI



地域飲食店応援プログラム「北上みらい飯」

ご支援ありがとうございました

北上商工会議所がクラウドファンディング実行者となり、集まった支援金を参加店舗に送金する事業「北上みらい飯」に多くのご支援を頂き感謝申し上げます。

7月29日午前9時現在、支援者は延べ443人で、総額669万3千円となりました。

このうち、店舗を指定して10%のプレミアムを付与したお食事カードをお渡しする「店舗指定コース」には509万5千円、集

まった支援金を参加店舗へ均等に分配する「地域応援コース」には159万8千円となりました。

クロス

きたかみ

北上商工会議所会報 No.527

「人と地域」「文化と技術」が交差！
北上の発展と明るい未来を応援！！

CONTENTS

「北上みらい飯」————— 1

新型コロナウイルス感染症関連

地域企業感染症対策等支援事業
(岩手県・北上市) ————— 2~3店舗・事務所等の家賃支援
(国・北上市) ————— 4事業継続給付金の支援
(国・北上市) ————— 5

活用できる税制措置

日本商工会議所連載記事(全3回) — 6~7

労働保険年度更新期間延長 ————— 8



地域企業感染症対策等支援事業費補助金

岩手県・北上市

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため各業界団体が定めるガイドライン等に沿って取り組む経費を補助します。

岩手県では、今回の新型コロナウイルス感染症の感染防止や飲食店の業態転換（テイクアウトや宅配など）のための費用を補助します。さらに北上市において上乗せ補助をします。

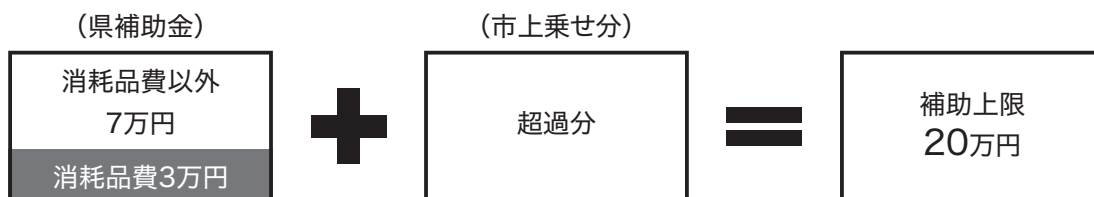
補助上限：市内の1店舗につき20万円（補助対象経費10/10）

岩手県の補助上限額10万円を超過した分を北上市が最大10万円上乗せ補助

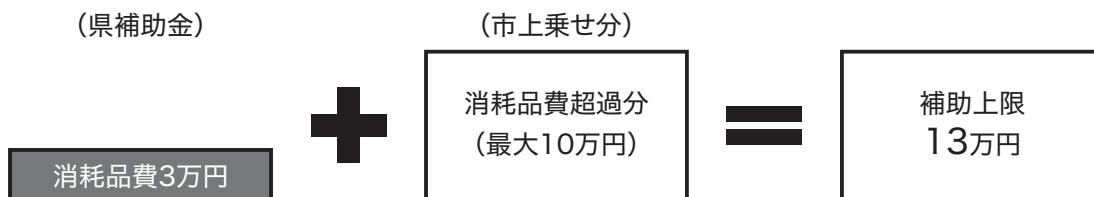
（※消耗品費についてはあわせて上限13万円）

申請は1回限り

補助金支給例①



補助金支給例②



【補助対象者】 中小企業者又は中小企業を構成員とする団体
飲食業・小売業・サービス業・運輸業（道路旅客運送業）

（主たる業種以外でも、顧客への物品販売やサービスの提供など、従業員と顧客の接点が生じる業種を営んでいる場合は、当該対策に要する経費は補助対象となります。）

【補助額】 4月1日以降に支払った実費分を補助
※道路旅客運送業については消耗品費の上限なし

【対象期間】 令和2年4月1日～12月31日

【申請方法】 郵送
郵送先：〒024-0031
北上市青柳町二丁目1番8号
北上商工会議所 感染症対策事業係

【申請期限】 **令和3年1月8日（消印有効）**

〈申請書等配置場所〉 北上商工会議所、北上市役所（本庁舎・江釣子庁舎・和賀庁舎）、北上市内金融機関
そのほか、北上商工会議所HPからダウンロードできますのでご活用下さい。

【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン】

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/covid19/category_guideline.html

医療保険適用
在宅マッサージ

無料 お試し体験



好評実施中!!

・歩行が困難な方
・身体にマヒがある方
・不自由がある方
・車椅子使用の方など…

お気軽にお電話ください。TEL.0197-68-2342

地元地域で活躍していただけるマッサージ師さん募集!!

ご病気や障害・高齢等により自力で歩行通院が困難な方を対象にした在宅で安心して受けられる医療サービスです。

あん摩・マッサージ・指圧師の国家資格保持者が施術します。医師の同意書が必要です。（書類は治療院にあります）

利用料につきましては、ご加入いただいている保険によって変わりますのでご相談ください。

レイス治療院

北上市村崎野7-74-14

オフィス用品専門店

OA機器・パソコン・事務用品・事務機器
オフィス家具・製図測量機器

株式会社

アベヤス

本社／〒024-0094 北上市本通り3-3-9 ☎0197(63)5201
営業所／〒025-0063 花巻市下小舟渡51-2 ☎0198(24)7891

対 象 経 費

①店舗における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
設備費	衛生管理・空気換気設備の導入費 等 (例: センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入)
工事費 (付帯工事を含む)	店舗の改装に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費 等 (例: 抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設)
器具備品費	飛沫感染・接触感染を防ぐための備品購入費 等 (例: 客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板、隔離確保のために設置する衝立・パーテーション、出入口等に設置するアルコール消毒液ポンプスタンド、入店時に体温を測るための非接触型体温計、従業員が使用するゴーグル・フェイスシールド)
清掃費	臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるために要する経費 等 (例: 外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業)
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費 等 (例: マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ)

②飲食店における業態転換(テイクアウト、宅配、移動販売等)対策に要した経費

費目	対象経費
販売促進費	印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等 (例: メニュー表・チラシ・ポスター等の製作、看板・のぼり等の購入、ホームページ作成委託)
車両費	宅配用バイクリース料、台車 等
器具備品費	Wi-Fi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等 (例: 運搬容器、ショーケースの購入)
工事費	条例に基づく施設基準を満たすための工事に要する費用 (例: 放冷詰め合わせ設備又は配膳設備)
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品 等 (例: 弁当容器、箸、おしぼり、ビニール袋)

③鉄道業・道路旅客運送業における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
設備費	衛生管理・空気換気設備の導入費 等 (例: センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入)
工事費 (付帯工事を含む)	本社、営業所、駅の改修に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費 等 (例: 抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設)
器具備品費	飛沫感染を防ぐための備品購入費 等 (例: 運転席と客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板の購入)
清掃費	駅、待合室等の衛生環境を向上させるために要する経費 等 (例: 外部清掃事業者による徹底的な駅、待合室内等の消毒作業)
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費 等 (例: マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ)

※上記のほか、知事が必要と認めるものについて対象とする場合があります。

《お問い合わせ》北上商工会議所 感染症対策支援事業係 TEL 0197-62-8911 ※専用電話は、8月19日以降に開設



医療法人 愛久会
きたかみ駅前内科クリニック

健康診断 予防接種 内科・糖尿病内科

〒024-0061 岩手県北上市大通り一丁目3番1号
おでんせプラザぐろーぶ2階 院長 高橋 徹
tel.0197-61-3372

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30～午後12:30	○	○	○	○	○	○	×
午後 2:00～午後 5:30	○	○	×	○	○	×	×

省エネのことなら、横川目電業に!!

(株)横川目電業

ヒトが笑えばカイシャも笑う
露出度120%の横川目電業です。



北上市和賀町横川目12-37-8
TEL 0197-72-2718(代) FAX 0197-72-2719
URL <http://yokokawamedengyou.co.jp/>

店舗・事務所等の家賃支援(国・北上市)

国の「家賃支援給付金」と北上市の「地域企業経営継続支援事業費補助金(家賃補助)」は**併用申請可能です**。

国の支援策

家賃支援給付金

給付対象者	給付額
2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、 事業継続を下支えするために地代・家賃(賃料)の負担を軽減する 家賃支援給付金を申請できます。	法人 (資本金10億円未満の中堅・ 中小企業や小規模事業者)
1 いずれか1か月の売上が 前年の同じ月と比較して 50%以上減っている	最大600万円
2 連続する3か月の売上の合計が 前年の同じ期間の合計と比較して 30%以上減っている	最大300万円
申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで	を一括で支給します
	給付額の算定方法 申請日の直前1か月以内に支払った賃料(月額)をもとに算定した月額 給付額の6倍

	支払家賃(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払家賃×2/3
	75万円超	50万円+ [支払家賃の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払家賃×2/3
	37.5万円超	25万円+ [支払家賃の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

申請は電子申請(WEB・スマートフォン)で受け付けます。
北上市には現在のところサポート会場の設置の予定はありません。
ご相談は北上商工会議所 経営支援課までお問い合わせください。

北上市の支援策

補助金の名称	地域企業経営継続支援事業費補助金
対象となる方 ※市内に本社があることは要件ではありません。	市内で事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方。 ①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 ②売上高が前年同月に対して、50%以上減少している方または直近3か月の売上高が前年同期に対して、30%以上減少している方。 ※新規創業者の方 ・令和2年3月31日までに創業した方。 ・売上高が創業後売上高が多かった月に対して50%以上減少している方。 ※県の休業要請に応じた方 ・申請した月の売上高が前年同月に対して、50%以上減少する見込みの方。
支援の内容	令和2年4月以降の連続する3か月分の家賃の1/2(一月あたり10万円が上限)
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書(北上市地域企業経営継続支援事業費補助金申請書兼請求書) ②家賃が確認できる書類(賃貸借契約書、利用契約書のコピー等) ③上記売上高が分かる書類のコピー ④振込先口座が確認できる通帳のコピー

申請書類を下記へ郵送してください **(令和2年8月31日消印有効)**

住所:〒024-0094 北上市本通り二丁目2番1号ツインモールプラザ東館3階

宛名:北上市事業者向け支援窓口

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

事業継続給付金の支援(国・北上市)

小規模企業者は国の「持続化給付金」と北上市の「地域中小応援給付金」は併用申請可能です。

国の支援策

持続化給付金に関するお知らせ 支援対象を拡大します

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小企業法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しております。この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象とします。

1 主たる収入を
雑所得・給与所得
で確定申告した個人事業者

2 **2020年1月～3月**
の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。
従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

給付額	
(注)対象月:売上等が▲50%以上の月	
1 最大100万円	$(式) \text{前年の収入} \times - (\text{対象月の収入} \times 12 \text{ヶ月})$ ※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限りです
2 中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円	$(式) \text{今年1月～3月の総売上} \div \text{今年3月までの創業後月数} \times 6 - \text{対象月の売上} \times 6$

申請は電子申請(WEB・スマートフォン)で受け付けます。
北上商工会議所3階に設置されていたサポート会場は終了しました。
岩手県内で開設しているサポート会場は盛岡と宮古の2カ所となります。

北上市の支援策

給付金の名称	地域中小企業応援給付金
対象となる方	市内に住所を有し、事業を営む中小企業の方であって、次の要件を満たす方。 ただし、中小企業者の方は国の持続化給付金との併給はできません。 ・売上高が前年同月に対して、30%以上減少している方。ただし、前年同月の売上高が30万円以上の方に限る。 ※新規創業者の方 ・令和2年3月31日までに創業した方。 ・売上高が、「創業後売上高が最も多かった月」に対して30%以上減少している方。ただし、「創業後売上高が最も多かった月」の売上高が月額30万円以上である方に限る。
支援の内容	一律20万円
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書(北上市地域中小企業応援給付金給付申請書兼請求書) ②上記売上高が分かる書類のコピー ③振込先口座が確認できる通帳のコピー

申請書類を下記へ郵送してください **(令和2年8月31日消印有効)**

住所:〒024-0094 北上市本通り二丁目2番1号ツインモールプラザ東館3階

宛名:北上市事業者向け支援窓口

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

最終回

消費税の課税選択の変更に係る特例、設備投資減税の拡充、その他様々な特例措置など

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」（注）の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介します。最終回である今回は消費税の課税選択の変更に係

る特例などを取り上げます。

（注）「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント1 消費税の課税選択の変更に係る特例などが活用できます

売上が著しく減少した事業者において、課税期間中であっても、課税選択をやめる（免税事業者に戻る）ことなどが可能となる特例ができました。なお、免税事業者に戻れるのは、その課税期間の基

準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上が1,000万円以下の事業者などです。

【現行制度と特例との比較】

項 目	現行の課税選択の変更制度	特 例
課税選択	課税事業者選択届出書または課税事業者選択不適用届出書は、その課税期間の開始前に届出を行う必要があります。	税務署に申請し承認を受けることで、課税期間の開始後であっても消費税の課税事業者を選択またはやめることができます。
継続適用	消費税の課税選択を行った場合には、2年間の継続適用が必要です（翌課税期間に適用を取り止めることはできません）。	本特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。

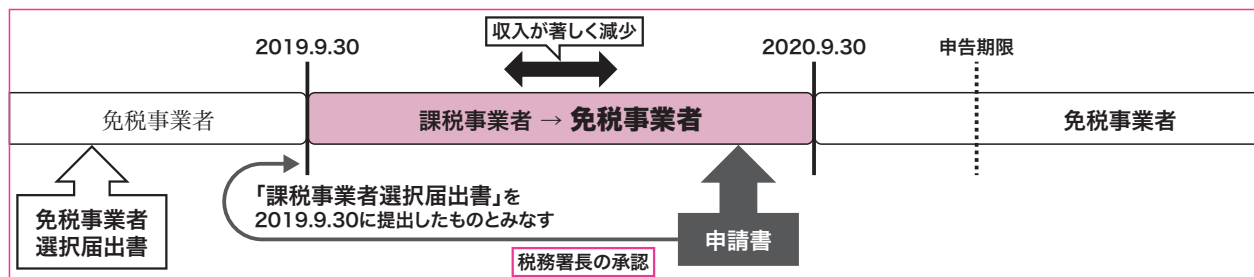
【特例適用の要件】

項 目	要件の内容
課税期間	法律施行日（本年4月30日）以後に申告期限が到来する課税期間に適用されます。
売上減少割合	新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月1日から2021年1月31日までの期間の内の一定期間（1ヵ月以上の任意の期間）の収入が、前年同月比概ね50%以上減少した場合に適用されます。
申請書の提出	当該課税期間の申告期限までに、税務署に申請し承認を受ける必要があります。

【課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例】

- 当初、2020年9月期について課税事業者を選択していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、20年3月1日から31日の1ヵ月間において、事業としての収入が著しく減少したため、20年9月

期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（9月末決算法人の場合）

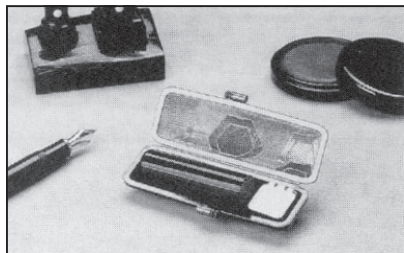


（注）免税事業者になることができるのは、その課税期間の基準期間における課税売上が1,000万円以下の事業者などです。

【簡易課税制度の適用に関する特例】

- 消費税の簡易課税制度の適用に関しては、消費税法第37条の2において、「災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例」が設けられています。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことで簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認を受けることにより、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）ことができます。



はんこ
ゴム印
表 札

菊印房 北上市本通り二丁目

Call 63-6553
Fax 65-4180

クルマから経営的効率化を
「トヨタのカーリース」がサポートします

社用車の「所有の負担」を「使用の満足」へ
カーリースは経営的効率化の理想形
トヨタの総合力でサポート致します

御社の社用車の効率的な保有・活用方法をご提案致します。

トヨタレンタリース岩手 北上市新幹線東口店
北上市川岸1-3-1 TEL:0197-65-0100



ポイント2 テレワーク導入支援のため、設備投資減税が拡充されます

現行の「中小企業経営強化税制」において、新たにテレワークなどの導入のための設備投資も新類型（C類型）として対象範囲が拡大されました。

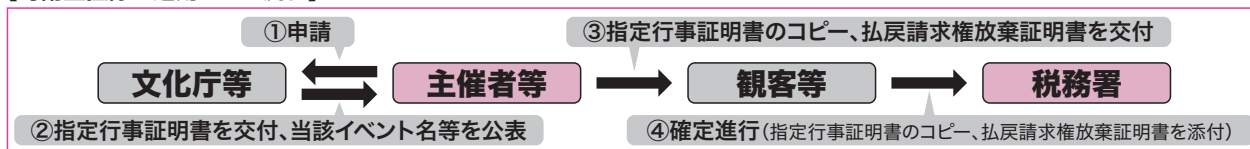
項目	要件の内容
制度の概要	中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資に対して、即時償却または税額控除10%（または7%）を選択適用できる制度です。
A類型 （現行制度）	生産性向上設備 生産性が年平均1%以上向上改善する設備
B類型 （現行制度）	収益力強化設備 投資利益率5%以上の投資計画に係る設備
C類型	デジタル化設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備）が対象となります。 ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）

ポイント3 様々な特例措置が活用できます

①チケット代金払戻しの放棄によって、寄附金控除が受けられます

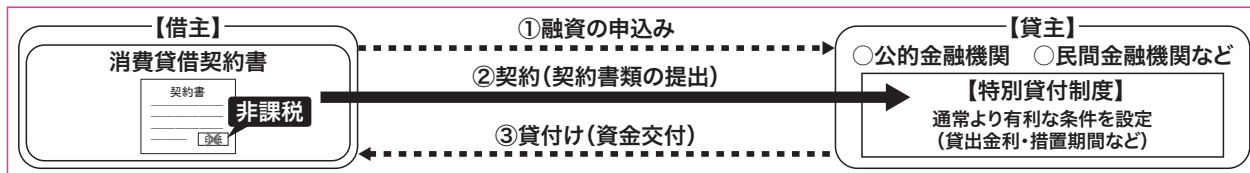
文化芸術・スポーツイベントの中止などに伴い、観客がチケット代金などの払戻しを求めなかった場合、その金額は寄附とみなされ、寄附金控除の対象となります。

【寄附金控除の適用までの流れ】



②特別貸付に係る印紙税が非課税となります

公的機関や民間金融機関などが、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る契約書については、印紙税が非課税になります。



③住宅ローン控除の適用要件が弾力化されます

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などにより、本年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合などについても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるようになります。

2. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置で、児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される一定の給付金

（注）各都道府県で設定する「感染拡大防止協力金（各都道府県により名称が異なる場合があります）」については、所得税・法人税の計算上、収入金額（益金）になります。

④市町村または特別区から給付される一定の給付金が非課税となります

市町村または特別区からの給付金で次に掲げるものについては所得税が課税されません。

1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置で、家計への支援の観点から給付される一定の給付金

城所 弘明（きどころ・ひろあき）

公認会計士・税理士・行政書士

日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員

岩手日日電子新聞
momotto
読みなれた紙面を、そのまま画面で

パソコンやスマホ、タブレットで、いつでも、どこでも地元のニュースを！

電子新聞ご利用料金は 簡単クレジットカード決済	岩手日日ご購読者は 岩手日日併読プラン 新聞購読料 + 月額 330円 (税込) 新聞と併読でも月額 3,130円 (税込)！	電子新聞単独プラン 月額 2,445円 (税込)
----------------------------	---	------------------------------------

電子新聞に関するお問い合わせは 岩手日日新聞社 デジタルコンテンツ室 TEL.0191-21-8571

購読のお申し込みは岩手日日HPから！ いわにち 検索

DO! アイデアとデザインで、
あなたの思いを伝えます
PLANNING

あなたが伝えたいことは
何ですか？

誰に？
どうやって？
伝えますか？

株式会社 ドゥ・プランニング
〒024-0084 岩手県北上市 さくら通り3-18-2
Tel. 0197-62-7520 / Fax. 0197-62-7522

詳しくは ▶ <http://do-planning.jp/>

Webデザイン・制作、各種販促物／印刷物 企画・デザイン・制作



個別事業場（事務組合除く）の令和2年度労働保険料等の申告・納税期限が令和2年8月31日まで延長されました。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について**令和2年8月31日**まで延長することといたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申告により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

《申告期限》

従 来	延長後
令和2年6月1日～ 同年7月10日	令和2年6月1日～ 同年8月31日

《納期限》

	従 来	延長後
全期・第1期	令和2年7月10日	令和2年8月31日

8月・9月・10月の定例相談

	岩手県信用保証協会	日本政策金融公庫盛岡支店(国民生活事業)
8月	5日(水)・12日(水)・19日(水)	19日(水)
9月	2日(水)・9日(水)・16日(水)	16日(水)
10月	7日(水)・14日(水)・21日(水)	21日(水)
時間	10:00～16:00	13:00～15:00

※相談は事前の予約が必要です。あらかじめ電話でのご予約をお願いいたします。

経営支援課
☎65-4211

働き方改革個別相談

日 時／8月25日(火)、9月8日(火)
10月13日(火)、27日(火)
10:00～16:00
(正午から13時までの休憩時間を除く)
場 所／北上商工会館
相談料／原則3回まで無料（事前申込必要）

「岩手県事業引継ぎ支援センター」 定期移動相談会

日 時／10月6日(火)
11:00～15:00
場 所／北上商工会館
相談料／無 料
(お問合わせ、申込は当所まで)



総合印刷

印刷のことなら、おまかせください。

有限会社 **北上プリント**

- パンフレット ●チケット ●ポスター
- チラシ ●会報 ●封筒 ●はがき
- 名刺 ●伝票 ●カラーコピー他

〒024-0091 岩手県北上市大曲町2番13号(北上市役所前)
TEL(0197)64-7082 FAX(0197)63-4543
URL: homepage2.nifty.com/kitakami-print/
✉ Mail: kitakami-print@nifty.com



日高法律事務所

債務整理、相続、借地借家、交通事故、離婚、企業法務、顧問契約、労働事件、その他の民事紛争、刑事事件

弁護士 日高拓郎 TEL.0197-65-6432

弁護士 篠原亜希

要 予 約

「土日・夜間対応、応相談」